

(平成26年3月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 21 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 18 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 36 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は同居していた義姉と一緒に集金人に印紙で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から昭和 36 年 4 月 28 日に申立人の義姉と連番で払い出されていることが確認でき、国民年金保険料を一緒に納付していたとする義姉は申立期間の保険料が納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時の保険料月額が 100 円で、2 か月又は 3 か月ごとに集金人から印紙を購入し、国民年金手帳に貼付していたと説明しており、申立期間当時の保険料月額及び納付方法と一致する上、申立期間は 6 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付されていたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。夫の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしており、申立人から提出された申立期間前後の昭和 52 年 10 月から 54 年 12 月までの期間及び 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間の夫婦の領収証書の納付日は一致していることが確認できる。

また、申立人は、婚姻した昭和 52 年 5 月から 60 歳に到達する前月までの保険料について、申立期間を除き全て納付済みであるほか、申立期間は 3 か月と短期間であることを踏まえれば、申立期間の保険料も納付されていたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月

私の義母は、私の国民年金の加入手続を行い、亡くなるまで私と私の夫の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料も義母が納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立期間後の国民年金保険料は全て納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 44 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立期間直後の 43 年 10 月から 44 年 3 月までの保険料は同年 6 月 9 日に過年度納付されていることが申立人の特殊台帳で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料も過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで
A社に派遣労働者として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から申立人を派遣されていたB社は、平成18年6月30日に申立人と雇用形態を変更する面談を行っていることから、申立人は、当該日においてA社からの派遣労働者としてB社に勤務していた旨供述している。

また、申立人から提出されたA社発行の平成18年7月分の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に派遣労働者として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 18 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

年金事務所からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことを知った。調査の上、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書、同社が加入するB健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者賞与支払届、同僚の賞与明細書及び同社の人事関連業務を管掌するC社人事部担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記標準賞与決定通知書等において確認できる賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料納付について不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を46万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことを知った。調査の上、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された本人名義の預金通帳の写し、A社の人事関連業務を管掌するB社の回答及び同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳において確認できる振込額を基に算出した賞与額から、46万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料納付について不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「2003年上期賞与明細書」及びA社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書等から判断すると、申立人は、平成15年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するB社は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料納付について不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月11日は106万8,000円、18年12月15日は100万円、19年12月14日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が実際の賞与額と相違している。一部の賞与支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書、金融機関から提出された申立人に係る取引明細書及びA社の担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び取引明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年7月11日は106万8,000円、18年12月15日は100万円、19年12月14日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を誤って行い、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和42年7月1日に同社C製造所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から5年4月1日までの期間及び7年8月1日から9年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、4年3月から5年3月までは38万円、7年8月から8年2月までは34万円、同年3月から9年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から5年4月1日まで
② 平成7年8月1日から9年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたが、平成8年3月1日付けで遡及して36万円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主を含む複数の者についても、同様に、同日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社において当該期間に厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合の記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は38万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月1日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち平成7年8月から9年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年8月から8年2月までは34万円、同年3月から9年4月までは30万円と記録されていたが、同年5月8日付けで遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、事業主を含む複数の者についても、同様に、同日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、上記滞納処分票により、A社において当該期間に厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、上記健康保険組合の記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、平成7年8月から8年2月までは34万円、同年3月から9年9月までは30万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月8日付けで行われた減額訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、7年8月から8年2月までは34万円、同年3月から9年9月までは30万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間②のうち、平成9年10月について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の厚生年金保険標準報酬月額の定時決定（平成9年10月）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、事業主に当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したものの、回答を得ることができず、A社の当時の取締役は所在不明のため照会できないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社に係るオンライン記録から、当該期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員に照会したが、給与明細書等の資料を得ることができず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、当該期間について、申立人は、給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料を保有していないと供述している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 27 年 1 月の標準報酬月額については、7,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 19 日から 27 年 2 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に車掌として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。6か月程度勤務したはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員台帳によると、申立人は、昭和 26 年 10 月 19 日から 27 年 3 月 31 日まで、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 27 年 2 月 1 日と記録されているものの、厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、申立人の手帳記号番号は、被保険者資格取得日を同年 1 月 1 日として払い出されていることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、資格取得日が同年 2 月 1 日から同年 1 月 1 日に訂正されている形跡がうかがえるとともに、厚生年金保険被保険者台帳においても、資格取得日が訂正された形跡がうかがえる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、A社において、申立人を含む6人の者に手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、これらの者の資格取得日は、いずれも厚生年金保険被保険者台帳索引票における資格取得日及び厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該払出簿に記載された昭和 27 年 1 月 1 日であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所における年金記録の管理が適正なものであったとは認められず、申立人が昭和 27 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を

取得した旨の届出を事業主が当該出張所に対して行ったことが認められる。

なお、昭和 27 年 1 月の標準報酬月額は、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが必要である。

次に、申立期間のうち、昭和 26 年 10 月 19 日から 27 年 1 月 1 日までの期間について、B 社は、従業員台帳以外の資料は残っておらず、申立期間における申立人の給与からの保険料控除等については不明であるが、従業員台帳に記載された入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に乖離^{かい}があることから判断すると試用期間を設けていた可能性がある旨回答している。

また、上記被保険者名簿から、申立人と年齢の近い複数の女性被保険者に照会し回答のあった 9 人のうち 7 人は車掌として勤務したとしていたため、B 社から提出された従業員台帳により、当該 7 人の入社日を確認したところ、いずれの者についても、入社した後、被保険者資格を取得するまで約 1 か月から 5 か月の期間を要していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚についても、上記従業員台帳上の入社日から約 3 か月経過した後に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該 7 人のうち 4 人については、申立人と同様に、上記従業員台帳において「試雇」又は「試傭採用」の記載が確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（後に、B社）における資格取得日に係る記録を平成7年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から8年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人がA社に平成7年10月31日から継続して勤務していたことが確認でき、また、申立人と同時期に同社において厚生年金保険の未加入期間のある従業員から提出された給与明細書により、厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は申立期間においては適用事業所となっていないが、同社の商業・法人登記簿謄本によると、申立期間も法人事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについて不明としているが、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月5日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から同年10月5日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の勤務が確認できる資格喪失証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が発行した資格喪失証明書により、申立人は申立期間も同社で継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年9月30日）の後の平成7年11月16日付けで、遡って同年9月30日と記録されていることが確認でき、複数の従業員についても申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、当時の役員に係る標準報酬月額の記録は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成7年12月4日付けで5年11月に遡及して減額訂正されている上、当時の総務経理担当役員は、「当社が7年10月*日に倒産した際、社会保険料の滞納について自分が弁護士と相談の上、社会保険事務所の指示どおりに対応し、同年11月16日処理の資格喪失手続も同事務所の指示だった。」と供述している。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社は申立期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失に係る処理を行う合

理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を平成7年10月5日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年8月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月21日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月21日、資格喪失日に係る記録を同年12月21日とし、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月21日から15年2月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一部期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年7月21日から同年12月21日までの期間について、A社を合併したB社（合併当時の社名はC社）の代表清算人から提出されたA社に係る人事記録及び社会保険料控除データ並びに申立人から提出された給与支給明細書から、申立人は、当該期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、社会保険料控除データ等において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所

(当時)が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成14年12月21日から15年2月1日までの期間について、上記人事記録によると、A社における申立人の退職年月日は、14年12月20日と記録されていることから、当該期間の勤務が確認できない。

また、上記社会保険料控除データ及び給与支給明細書において、平成14年12月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「代表を辞任し、C社に引き継いでいるため、申立人の在籍等を確認できない。」と回答しており、B社の代表清算人は、「提出した書類が全てなので、それ以外のことは分からない。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで
A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社B事業所及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（平成10年2月1日にA社B事業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年4月から同年9月までは38万円、同年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年3月25日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっている。申立期間においては、38万円又はそれ以上の給与を受けており、給与が下がったことはないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までは38万円、同年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年2月までは38万円と記録されていたところ、同年3月4日付けで、遡及して9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が二人確認できる。

また、A社の元事業主は、同社では、平成5年頃から社会保険料の滞納があり、主に自身が社会保険事務所職員との対応に当たったが、同所職員から標準報酬月額を遡及して減額し、滞納保険料を解消するように指導された旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年4月から同年9月までは38万円、同年10月から5年9月までは41万円、同年10月から6年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年11月30日

A社は、平成16年11月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、後に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び平成16年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる賞与額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

自分は、平成6年3月にB社に正社員として入社した。同社は、9年11月にA社に合併し解散したが、自分は同社に引き続き勤務していたことから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、平成9年11月1日にB社において被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、申立人と同職種の同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人についても、上記同僚と同様の取扱いがなされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社

会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているところ、申立人に係る雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、平成9年12月2日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

自分は、平成9年4月にB社に正社員として入社した。同社は、同年11月にA社に合併し解散したが、自分は同社に引き続き勤務していたことから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、平成9年11月1日にB社において被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、申立人と同職種の同僚一人から提出された申立期間に係る給与明細書及び当該同僚の供述から判断すると、当該同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人についても、上記同僚と同様の取扱いがなされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社

会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているところ、申立人に係る雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、平成9年12月2日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑥から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は44万4,000円、18年6月16日は48万8,000円、同年12月15日は47万7,000円、19年7月2日は49万8,000円、同年12月14日は48万円、20年7月2日は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年6月16日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年7月2日
⑩ 平成19年12月14日
⑪ 平成20年7月2日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥から⑪までについて、A社から提出された申立人の賞与に係る賃金台帳の写しにより、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成17年12月16日は44万4,000円、18年6月16日は48万8,000円、同年12月15日は47万7,000円、19年7月2日は49万8,000円、同年12月14日は48万円、20年7月2日は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間①から⑤までについて、A社は、申立人は当該期間においてアルバイトであったため、賞与を支給していないとしているところ、同社から提出された平成17年の賞与に係る賃金台帳の写しにおいても、申立人は、申立期間⑤に賞与の支払を受けていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格取得日に係る記録を昭和33年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月26日から同年11月20日まで
② 昭和45年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、昭和33年7月26日にC工場から新設されたD工場に異動になり、製造の担当として勤務していた期間であり、給与から厚生年金保険料を控除されていた。一緒に同工場に勤務していた同僚は、本社において被保険者記録があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②についても、B工場からE工場にボイラー担当として異動になったものの、同社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人が一緒にA社D工場に異動したとする同僚に係る被保険者記録及び申立人の詳細な供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社D工場は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、申立人が一緒に同社C工場から同社D工場に異動したと記憶している同僚について、当該期間に同社（本社）において被保険者記録があることから、申立人についても、同様の取扱いとすることが相当である。

なお、当該期間に係る異動日については、A社D工場に勤務していたとする時期や同工場が当時、台風の被害にあったことを申立人が詳細に記憶しており、申立人は、同社C工場における資格喪失日から継続して同社D工場に勤務していたと判断できることから、昭和33年7月26日とすることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料を引き継いでおらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人の詳細な供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る異動日については、申立人は、当時のA社E工場の上司に昭和45年5月から同工場に来るように言われたことを覚えているとしていることから、同年5月1日とすることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B工場）における昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料を引き継いでおらず不明としているところ、事業主が資格喪失日を昭和45年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月

私は、平成 13 年度から 16 年度にわたり、毎年 4 月又は 5 月に市役所で国民年金保険料の学生納付特例の申請を行った。申立期間が学生納付特例期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 13 年度から 16 年度にわたり、毎年 4 月又は 5 月に市役所で国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったとしているが、オンライン記録では、申立人の 14 年度の学生納付特例の申請日は平成 14 年 6 月 3 日と記録されており、申立期間当時、学生納付特例の承認期間は申請日の属する月の前月からとされていたため、当該期間は学生納付特例の承認期間とはならない上、申請日が同年 4 月又は同年 5 月であったことを示す関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13930 (事案 4458、7658、10699、12530、13314 及び 13692 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの期間の国民年金保険料並びに45年10月から49年6月までの期間及び62年1月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年3月まで
② 昭和45年10月から49年6月まで
③ 昭和62年1月

私たち夫婦は、私が昭和45年1月に会社を退職した直後に国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付しており、私は、同年10月から、付加保険料も合わせて納付していたので、これまでに6回、記録の訂正をするよう申立てを行ったが認められなかった。今回、娘が、私たち夫婦が申立期間の保険料を納付していたことについて証言してくれたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人夫婦は、申立人が昭和45年1月に会社を退職した直後に国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年7月頃に払い出されており、所轄社会保険事務所(当時)の手帳記号番号払出簿でも、44年から上記手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録が無いこと、また、申立期間③に係る申立てについては、申立人は、当該期間の国民年金の付加保険料を納付したと主張しているが、当該期間の定額保険料は過年度納付されており、付加保険料は定額保険料が過年度納付された場合には納付できない保険料であることなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年6月3日、22年6月16日、23年4月27日、同年11月24日、24年7月11日及び25年4月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が申立期間の保険料及び付加保険料を納付していたことについて、申立人の長女が証言してくれたとしているが、長女の証言内容は年金記録確認A地方第三者委員会の当初の判断を覆すものとは認められず、そのほかに同委員会の上記決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13931 (事案 8591、10700、12531、13315 及び 13693 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 62 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月まで

私たち夫婦は、夫が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後に国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたので、これまでに 5 回、記録の訂正をするよう申立てを行ったが認められなかった。今回、娘が、私たち夫婦が申立期間の保険料を納付していたことについて証言してくれたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人夫婦は、夫が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後に国民年金に加入し、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、保険料を一緒に納付していたとする夫の国民年金手帳記号番号は、49 年 7 月頃に払い出されており、所轄社会保険事務所 (当時) の手帳記号番号払出簿でも、44 年から上記手帳記号番号払出時点までの期間において夫に対して別の手帳記号番号が払い出された記録が無いこと、また、申立期間②及び③に係る申立てについては、申立人は、当該期間を通じて保険料を納付していたと主張しているが、当該期間のうち 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は保険料申請免除期間であること、申立人は、当該期間の保険料を納付していたかどうかに関して記憶が明確でないことなどを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき平成 22 年 10 月 14 日、23 年 4 月 27 日、同年 11 月 24 日、24 年 7 月 11 日及び 25 年 4 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が申立期間の保険料を納付していたことについて、申立人の長女が証言してくれたとしているが、長女の証言内容は年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の判断を覆すものとは認められず、そのほかに同委員会の上記決定を変更すべき

新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 10 月まで
私は、昭和 55 年 1 月に会社を退職し、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、毎月、国民年金保険料（約 1 万円）と国民健康保険料を一緒に納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 55 年 1 月から約 1 年 4 か月後の 56 年 5 月 7 日に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を全て納付するためには、当該期間の大部分の保険料を遡って納付しなければならないが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶が明確ではない。

また、申立人は、国民年金保険料及び国民健康保険料を毎月納付していたとしているが、申立人が申立期間当時に居住していた区では、申立期間の国民年金保険料の収納単位は 3 か月であった。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13933 (事案 9404 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年1月まで

私は、昭和44年4月に結婚した後、長女が生まれた45年*月前に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたので、記録の訂正を申し立てたが、前回は認められなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できないので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間直後の昭和48年2月に国民年金に任意加入したことがオンライン記録で確認でき、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年6月までの期間、44年5月、同年6月及び48年7月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年10月から43年6月まで
② 昭和44年5月及び同年6月
③ 昭和48年7月から49年12月まで

私の母は、私が20歳となった昭和42年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私は、保険料を納付していると母から聞いたことがあるほか、申立期間当時に納付書を見た記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和42年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の51年7月22日に払い出されたと確認でき、当該払出時点では、申立期間①、②及び申立期間③のうち48年7月から49年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、他の国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を見たことが無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年5月から平成3年3月まで

私の母は、私が 20 歳となった昭和 63 年頃に、私の国民年金保険料の納付勧奨の電話を受けた。当時、私は学生であり、収入が無いにもかかわらず保険料を納付しなければならぬことに母は納得がいかなかったようだが、何度も納付勧奨の電話を受けたので、しばらくしてから数か月分の保険料をまとめて納付してくれた。その後は、金融機関からの振込み及び口座振替で保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、昭和 63 年頃に申立人の国民年金保険料の納付勧奨の電話を受け、保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得処理日から、平成6年7月頃に払い出されたと推認でき、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として、厚生年金保険被保険者資格喪失日である「平成6年5月21日」と記載され、申立人は、申立期間当時は大学生であったと述べていることから、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、母親は、申立期間当初に加入手続を行った記憶も年金手帳を受け取った記憶も無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 58 年 2 月までの期間及び 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 58 年 2 月まで
② 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、長女の出産で実家に帰省した際に、両親から、少し多く年金がもらえるので付加保険料を納付した方がよいと言われ、申立期間①については昭和 53 年 6 月頃に A 市で付加保険料の納付の申出を行い、申立期間②については 60 年 11 月頃に B 市で、国民年金の任意加入の手続と一緒に付加保険料の納付の申出を行った。いずれの期間についても、送られてきた納付書で定額保険料と一緒に付加保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間当初に居住していた A 市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄においては、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月までの期間の定額保険料は納付済みとなっていることが確認できるが、付加年金欄には付加保険料が納付済みであることを示す記載が無く、申立人に係る特殊台帳においても、52 年 12 月から 58 年 3 月までの期間は、定額保険料が納付済みである旨の記載はあるが、付加保険料に係る記載が無い。

また、申立期間①の終期及び申立期間②当時に申立人が居住していた B 市は、付加保険料を納付している場合、国民年金被保険者名簿に赤スタンプ等を押していたと説明しているが、申立人に係る当該名簿に当該スタンプ等が押された形跡は無い。

さらに、申立人が居住していた区及び市では、申立期間当時、定額保険料と付加保険料が合算された納付書が作成されていたと説明していることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料のみ納付済みとされ、付加保険料が未納となることは考え難い。

加えて、申立期間①直後の昭和 58 年 3 月の定額保険料が還付されていることがオン

ライン記録で確認でき、申立人が付加保険料を納付していたとするならば、上記還付金額に付加保険料が含まれているはずであるが、還付額は当時の定額保険料に相当する金額である。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13938 (事案 1883、7359 及び 11239 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から55年5月まで
私たち夫婦は、今回の申立てにおいて新たな資料等を提出することはできない。しかし、第三者委員会が、紙台帳及びいろいろな方法で調べた結果、申立てを認めることができないとしたことに納得できないので、改めて申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和55年8月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を遡って納付することができないなどの理由により、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして年金記録確認A地方第三者委員会（当時。以下「A委員会」という。）の決定に基づき平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人の夫は、夫婦が申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料として申立期間当時の金銭出納帳の一部を提出したが、不自然な点も見られることから、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和49年7月時点で、老齢年金受給資格を既に取得していたため、国民年金に加入する場合は任意加入する必要があるが、申立人は任意加入したことにより55年8月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を遡って納付することができない期間であることなどの理由により、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人の夫は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして再々度の申立てを行っているが、A委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、そのほか同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成23年6月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の夫は、夫婦の申立てがA委員会で認められなかった理由に納得できないとして申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人が居住していた市で昭和55年7月5日に作成された国民年金被保険者名簿にも国民年金の任意加入被保険者として資格取得し、その際に払い出された手帳記号番号が記載されているほか、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13939 (事案 1884、7358 及び 11238 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から55年5月まで
私たち夫婦は、今回の申立てにおいて新たな資料等を提出することはできない。しかし、第三者委員会が、紙台帳及びいろいろな方法で調べた結果、申立てを認めることができないとしたことに納得できないので、改めて申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和55年8月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を遡って納付することができないなどの理由により、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして年金記録確認A地方第三者委員会（当時。以下「A委員会」という。）の決定に基づき平成20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、夫婦が申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料として申立期間当時の金銭出納帳の一部を提出したが、不自然な点も見られることから、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、また、申立人の妻は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和49年7月時点で、老齢年金受給資格を既に取得していたため、配偶者である申立人が国民年金に加入する場合は任意加入する必要があるが、申立人は任意加入したことにより55年8月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を遡って納付することができない期間であることなどの理由により、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして再々度の申立てを行っているが、A委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、そのほか同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成23年6月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、夫婦の申立てがA委員会で認められなかった理由に納得できないとして申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人が居住していた市で昭和55年7月5日に作成された国民年金被保険者名簿にも国民年金の任意加入被保険者として資格取得し、その際に払い出された手帳記号番号が記載されているほか同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から平成 16 年 6 月まで
② 平成 15 年 8 月 23 日
③ 平成 15 年 12 月 25 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額並びに申立期間②及び③の標準賞与額が実際に支給された額より低く、また、賞与については年に3回、月給の6か月分の額だったので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は平成 18 年に死亡している上、当該事業主の妻から申立てに係る回答を得られないほか、当該事業主の子は当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間における給与及び賞与の支給額並びに厚生年金保険料控除額について確認することができない。

一方、A社が昭和 63 年 5 月に加入したB厚生年金基金から提出された同年 5 月以降の申立人に係る加入員記録において確認できる報酬標準給与月額及び賞与標準給与額は、オンライン記録と一致している。

また、A社が昭和 62 年 6 月に加入したC健康保険組合から提出された平成 4 年 10 月以降の申立人に係る被保険者記録において確認できる標準報酬月額及び標準賞与額も、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間において、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士から回答された申立人の申立期間①各年の定時決定及び随時改定に係る標準報酬月額並びに申立期間②及び③の標準賞与額は、オンライン記録と一致（平成 13 年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額のみオンライン記録より 1 等級低い。）していることが確認できる。

加えて、元従業員から提出された平成 13 年 12 月分の給料支払明細書によると、総支給額はオンライン記録より高いが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオン

ライン記録とおおむね一致している。

その上、オンライン記録により、他の従業員^②及び^③に係る標準賞与額は、申立人の標準賞与額と一致又は低いことが確認できるところ、複数の元従業員は、賞与が年に2回を超えて支給されたことも、賞与支給額が10万円以上だったことも記憶に無い旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から32年2月まで
② 昭和33年3月から34年7月まで

A社の重機班でBダム工事に従事した申立期間①及びC社（現在は、D社）の重機係でEダム工事に従事した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの期間も勤務し、厚生年金保険料を支払っていたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、F県のG隊に入りBダムで重機の訓練を受けた後、A社の重機班に入り、当該ダムの工事現場で建設機械の運転及び整備業務に従事したと申し立てている。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者資格を取得した従業員で申立人と年齢が近く、住所が判明した16人に照会したところ、14人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、上記回答のあった者のうちの一人は、「正社員であれば厚生年金保険に入れたが、現地採用の人は入れなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、Eダムの工事現場にいたG隊の責任者を通じてC社に入社し、当該ダムの工事現場で建設機械の運転及び整備業務に従事したと申し立てている。

しかしながら、D社は、「当社の従業員名簿に申立人の名前が確認できないため、当社での年金の加入はないと思われる。また、重機オペレーター等の現場の労働者については、短期間のみ雇用される方がほとんどであり、長期にわたる常用を前提とした契約ではなかったため、正社員ではなかった。そのため、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を取得した従業員で申立人と年齢が近く、住所が判明した13人に照会したところ、10人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、上記回答のあった者のうちの一人は、「建設機械のオペレーターは、C社の社員ではなく、下請だったと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 9 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで
② 平成 13 年 7 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれフルタイムで勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の複数の役員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 17 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記役員の中の一人は、「A社は、C社の全額出資子会社であったため、従業員の多くはC社等からの出向者であった。申立人はA社で直接雇用した契約社員又はアルバイトであったが、契約社員及びアルバイトは厚生年金保険には加入させていなかった。当時、人件費の台帳を見て、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことを知った記憶や、申立人が健康保険や厚生年金保険に加入していないことを経理担当者から聞いた記憶がある。」旨供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚等 11 名について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、7名がC社において、3名がその関連会社であるD社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるものの、当該2社において、申立人の加入記録は確認できない上、C社及びその関連会社が加入していたE健康保険組合では、「申立人の加入記録については、氏名又は生年月日によりそれぞれ検索したが、該当する被保険者は確認できない。」と回答していることから、申立人は、C社及び

その関連会社のいずれにおいても、厚生年金保険の被保険者にはなっていなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間のうち平成13年9月1日以降にB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の親会社であるF社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日がオンライン記録と同日の平成16年7月1日と記載されていることから、B社は、申立人の資格取得日を同日として届け出ていることが確認できる上、同社が加入していたG健康保険組合では、申立人の同組合における資格取得日を16年7月1日、資格喪失日を19年7月1日と回答しており、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入記録と一致する。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険の被保険者であった者に照会し回答があった者の一人は、会社の社会保険事務担当者から、「外国人従業員は、いずれ帰国する人が多く、厚生年金保険への加入を納得してくれない人もいたため加入させていなかったが、これからは外国人従業員も加入させるようにした。」と当時聞いたことがあると供述しているところ、オンライン記録によると、申立人が同社に入社したときには既に勤務していたとする外国人従業員の被保険者資格の取得日は、申立人と同日の平成16年7月1日であることが確認できる上、同社において同日より前に被保険者資格を取得した外国人従業員は確認できないことから、同社では、同日より前は外国人従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 2 月 25 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、専門学校に通いながら経理補助のアルバイトとして勤務していた。昭和 49 年*月*日に同社が入っているビル近くで爆破事件があったときに勤務していたことを覚えているので、厚生年金保険の資格喪失日が同年 8 月 1 日になっていることは納得いかない。専門学校卒業間近の 50 年 2 月 25 日まで厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び同資格喪失届により、申立人の同厚生年金基金の加入員記録は、昭和 48 年 7 月 21 日から 49 年 8 月 1 日までとされていることが確認できる。当該記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している上、同資格喪失届には申立人から健康保険の被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び経理担当者も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険の加入について照会することができない上、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録があり住所が判明した 17 人に申立人の申立期間に係る勤務について照会したが、申立人の退職の時期を覚えているものは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月13日から33年3月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の日記から、申立期間もA社に継続して勤務していたとして、同社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社は昭和33年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及びその資料について照会したが、いずれの者も不明としていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。